

委任状の記載において、次の場合は、失格または無効となりますので、ご注意ください。

◎委任状における失格・無効基準

委任状の記入で鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用した入札は失格

委 任 状	
私は、下記の者に次の事項に関する権限を委任します。	
1. 委任する権限	
令和8年度 東海自然歩道整備工事 の、一般競争入札の開札立会及びくじ引きに係る権限	
令和8年 月 日	
住所（所在地） 氏名（名称及び代表者氏名）	印
記	
代理人の氏名	

委任者名記載もれ・・・失格
委任者印押印もれ・・・失格

受任者名記載もれ・・・失格